平成２５年（フ）第８０８５号
東京都小金井市東町２丁目１―15　オークフラッツＢ203
債務者　竹内　瑞恵
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０８９号
東京都世田谷区上用賀６丁目16―６―102
債務者　林　　章一
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９０号
東京都狛江市猪方３丁目23―17―102
債務者　駒場　妙子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９３号
東京都調布市多摩川５丁目23―１―207
債務者　坂井　　康
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９４号
神奈川県川崎市川崎区日進町９―15　密雲荘
債務者　宇野　敏彦
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９８号
東京都荒川区荒川１丁目１―１―401
債務者　高崎　ユカ
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８０９９号
埼玉県新座市畑中１丁目12―27
債務者　伊勢　信子
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１０８号
東京都練馬区南大泉５丁目21―46―101
債務者　横田　　孝
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１３号
東京都港区南青山１丁目15―26―302
債務者　堀田　和幸
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１５号
神奈川県相模原市緑区若柳520―９
債務者　関根　　實
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１７号
東京都江東区辰巳１丁目10―85―506
債務者　大久保明美
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１１８号
神奈川県座間市入谷４丁目６－１－１―614
債務者　小寺信次郎
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１２８号
東京都西東京市住吉町１丁目６－４
債務者　山口美佐子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１３９号
東京都葛飾区立石２丁目28―９―502　ＴＯＰ立石第３
債務者　櫻井　　一
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１４８号
千葉県柏市豊四季147―16　シャルマンⅡ―302
債務者　不破　辰司
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８１５５号
東京都大田区鵜の木２丁目12―３―302
債務者　綱島　　博
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部